



**平成30年度
エネルギー地産地消事業化モデル支援
コーディネート業務**

2019年 2月19日
株式会社 日本総合研究所

0. 業務の目的

- ・本事業は、北海道庁が今年度に設置した「**北海道新エネルギー導入加速化基金**」を活用し、本町におけるエネルギー自給・地域循環の取組を促進するため、地域の特性に応じたエネルギー資源を効果的・効率的に利用し、地域におけるエネルギーの地産地消の事業化に向けた取組を進めていくものである。
- ・貴町は、昨年度、総務省事業として「平成28年度弟子屈町分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン」を策定した。今年度は、本マスタープランの事業化を目的として、事業主体とともに、事業実施計画及び実現可能性の調査・検討を行う。
- ・上記マスタープランでは、貴町とともに地域エネルギー事業を推進していく事業体を、「地域主導」で立ち上げ、その地熱資源の恩恵を最大限町内に還元していく事業スキームを想定している。そのため、本町は、その新たな**地域事業体「弟子屈ジオ・エネルギー・カンパニー（略称T-GEC、仮称）」**とともに、今後の事業の柱となる、「温泉給湯事業」「温泉バイナリ発電事業」、さらに別途調査検討を進めている「地熱フラッシュ発電事業」を5か年で推進する。
- ・本業務は、その事業推進に向けたコーディネートを行うものである。

検討状況

- バイナリ発電の配置規模を想定して、営林署跡地の配置の見直し。(P11~12)
⇒現状は125kW規模の配置想定。
- 新規需要施設について、事業収支・VFM試算の見直し、精査を実施。(P24~26)
- バイナリ発電の事業収支は、125kWで設定し再試算(P28~30)

1. 新規需要施設「(仮)弟子屈町交流拠点施設」の基本的考え方

【課題認識】

- 弟子屈地区においては、観光施設が減り、町民及び観光客の滞在、交流の場が減少している。それによって、特に観光客などの町内への滞在時間が短くなり、地域経済効果も限定的である。
- 地域の地熱資源を活用したプールや温浴施設（銭湯）などが老朽化しているため、町民が地熱の恩恵を十分に受けられていない状況。
- その他、老朽化している公共施設の集約化等が喫緊の課題。
- 民間の資金・ノウハウを活用し、財政負担を軽減しつつ、新たな賑わい、交流の場を創出することで、地域資源を有効活用するとともに、新たな町の顔づくりに寄与する。



【基本方針】

- ① 地熱資源を最大限活用し、エコでスマートなエネルギー利用を実現した拠点を整備する。
- ② 町民、観光客などが集い、憩い、滞在し、交流を生み出す場を創出する。
- ③ 公的な機能をコンパクトに集約化し、町民誰もが日常的に利用できる場を創出する。
- ④ 新たな産業、起業を促す拠点にすることで、賑わいを生み出す。
- ⑤ 最大限、民間の資金とノウハウを活用し、効率的な管理運営を進めるとともに、多くの利用者を集める拠点とする。

2. 中心市街地再構築構想でのアイデア・意見(弟子屈市街地)

【1班】ほしあかり☆まちあかり ～空にもまちにも、あかりを灯そう～

もりの恵みを大切に生きる、町民生活の中心地。
お年寄りも、小さな子どもも、帰ってくる人も、はじめてくる人も、みんなが行き交う中心街には、活気があふれ、いつもやさしいあかりが灯ります。手入れがゆきとどいたキレイな街並みには、真新しいコミュニティー施設や商店街が並び、人々の交流と文化、産業の中心となっています。

【2班】人と自然が未来を創る ～次世代につなげよう弟子屈の魅力～

「SMART・TOWN（スマート・タウン）」

- ・住環境の最適化
- ・地域医療・福祉・教育機能の一極集中
- ・ゼロ・エミッション
- ・人とももの中心地

【3班】つどう！めぐる！つなぐ！未来に誇れるまちづくり ～地域力を生み出すpower spot～

- ・オリエンタルランドのイチゴなどの豊富な農産品を活用、企業とのコラボ
- ・日本一のロングトレイルルートを整備し、歩く人、アウトドアの聖地にする
- ・外国人観光客をターゲットにしたツアー商品開発
- ・SNSによる情報発信
- ・滞在型の観光商品の開発
- ・商品のPR方法を工夫（マルシェの発展など）
- ・温泉を活用した健康推進
- ・超低価格のシェアオフィスなどの提供による、小規模な起業誘致
- ・高校生と町内企業のコラボ
- ・子育てしやすいまちづくり
- ・環境に配慮した（電気などのエネルギー等を含む）、安心安全なまちをPRし、移住者の増加を図る
- ・弟子屈産にこだわり、地域で使うものは地域でつくる
- ・施設の統廃合、まちのコンパクト化
- ・外国企業による投資案件に対するルール制定

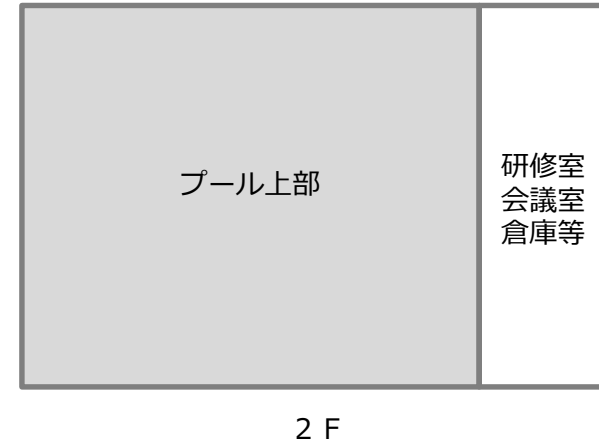
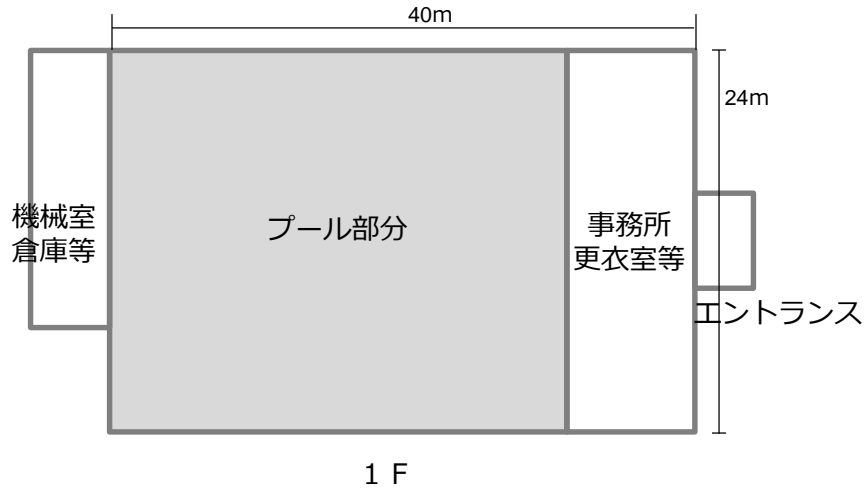
3. 必要公共機能の精査

- 集約すべき公共機能は以下の通り。
- 既存公共機能を現状通り移転した場合、必要延床面積は約3,000㎡程度となる。

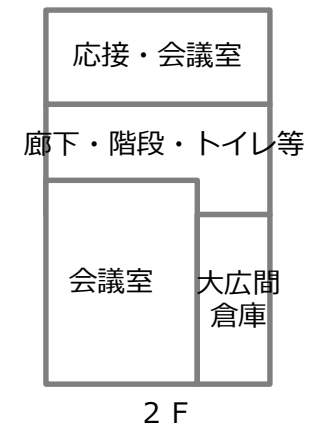
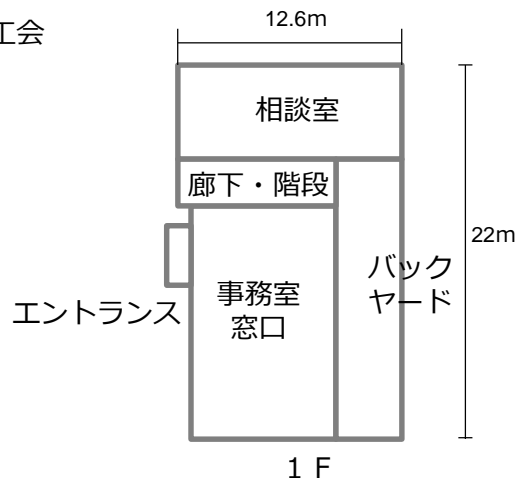
		敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	必要諸室	備考	建物所有者	床の権利所有者	運営者 (業務実施者)
既存	温水プール	2,604	1,074	1,473.51	ロッカー、更衣室、トイレ、シャワー室、プール、フィットネススタジオ、売店、事務所、機械室、その他	2階に研修室2部屋があるが、近年の利用実績はなし。	弟子屈町	弟子屈町	弟子屈町
既存	商工会	929.39 (内416.55 は駐車場)	277.2	561.69	執務スペース、会議室、トイレ、給湯室、休憩室、受付・ロビースペース、資料室等	2階33.81㎡が観光協会の執務室等で借受	商工会	商工会	商工会
既存	図書館		346.29	407.5	閲覧室（開架）、貸出カウンター、閉架書庫、会議室、子ども用閲覧・読み聞かせ室、自習室、AVルーム、事務所（バックヤード）、トイレ等	61.21㎡は地下車輛保管場所として、大雪時の車輛退避場所及び図書館バスの保管に利用。 総資料数：58,825、開架：48,654、閉架：10,171	N T T	弟子屈町	弟子屈町
新設	保健センター			(仮)300	相談室、事務室、トイレ、受付・ロビー、健診スペース、会議室等		弟子屈町	弟子屈町	医療法人等

(検討状況)既存建物概要

■川湯屋内プール



■商工会

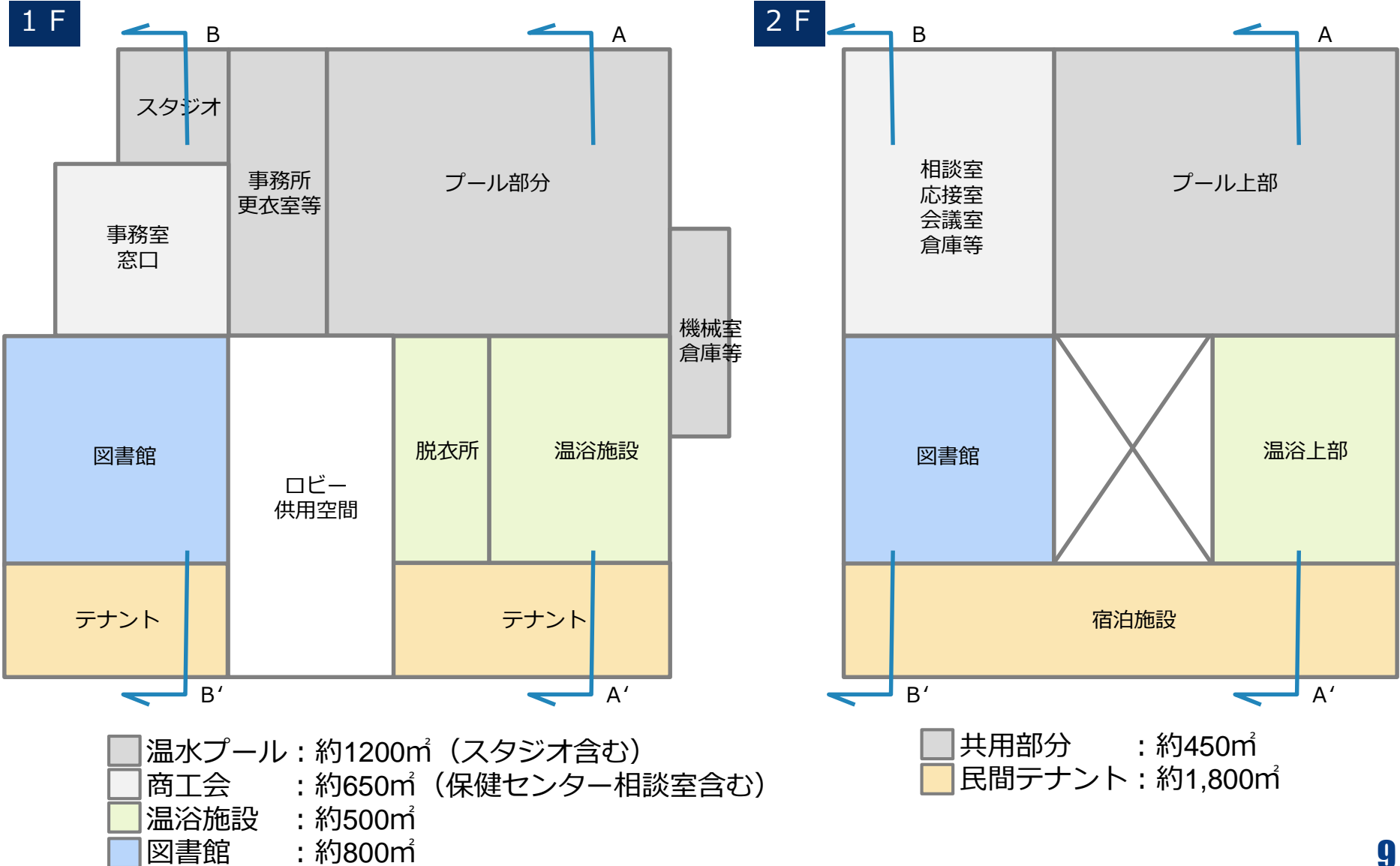


4. 導入機能の整理

- 既存公共機能と合わせ、相乗効果が期待できる民間機能等を複合化し、町内外の人が集うことができる拠点整備を図る。
- また、**エネルギー利用の観点から、地熱資源を有効活用できる複合施設**とする。

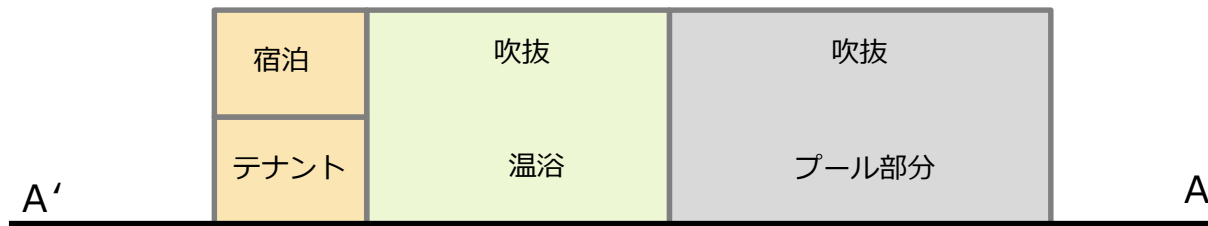
導入機能・施設		概要	地熱利用	
公共的機能	温水プール	現在川湯地区にある温水プールを移転し、 町民の健康づくりの拠点 としてリニューアル整備	給湯	暖房
	温浴施設 (公衆浴場)	閉鎖している公衆浴場のリニューアル整備。温水プールとの一体整備で設備や資源を有効活用	給湯	暖房
	図書館	現在はN T T施設を借り上げているものを移転		暖房
	商工会	老朽化が進む現施設から移転。 起業者向けのレンタルオフィススペースの設置も検討。		暖房
民間機能	飲食・物販	町民や観光客の滞在を促す施設として、民間による整備・運営の提案を受ける。		暖房
	宿泊施設		給湯	暖房

5. 複合施設ボリュームスタディ(延床5,500㎡程度)



5. 複合施設ボリュームスタディ(延床5,500㎡程度)

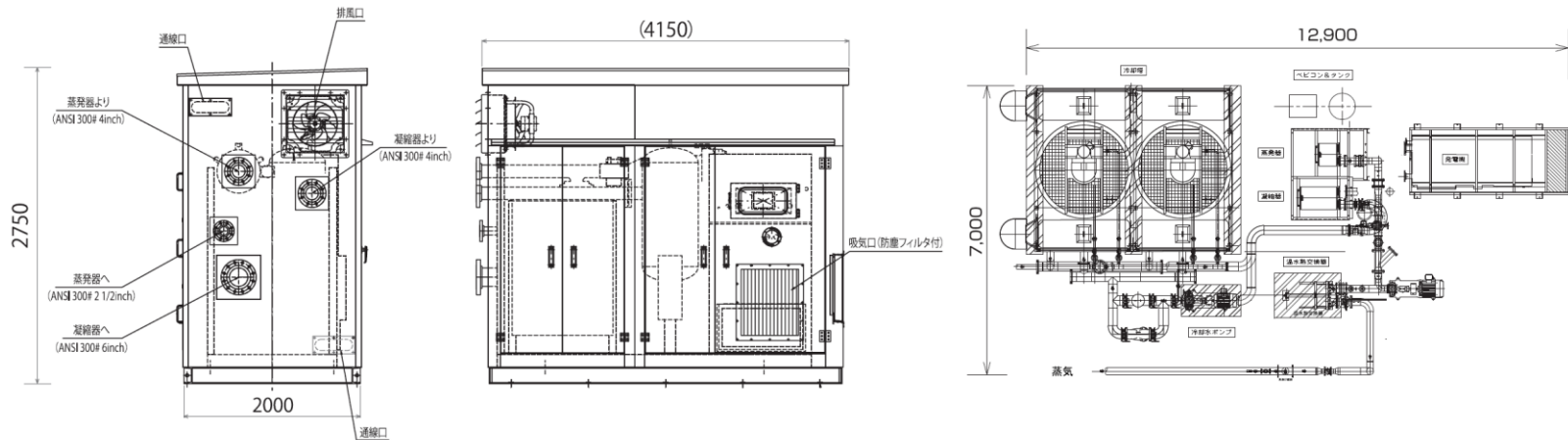
- A - A'、B - B'での断面構成は以下の通り。



6. バイナリ発電設備規模

- 125kWのバイナリ発電設備の設置規模は以下の通り。これに対して、保守点検等による車両動線などを確保することが望ましい。
- 125kWの発電機・冷却塔のみで7m×13m=91m²程度が必要。

発電装置外観・設置レイアウト例



7. 複合施設配置イメージ(敷地面積約1.2ha、建築面積約4,000㎡)



8. 必要公共機能の精査__新規需要施設の給湯需要量について

- 営林署跡地への新設が想定される施設について、弟子屈町温泉条例で規定する料金体系より下記のとおり試算。

【浴用需要】

施設	年間水利用量(m ³)	利用料金(千円/年)	備考(試算の考え方)
浴用施設	45,627	5,548	延床面積按分で試算(既存238.94m ² →新規500m ²)
公営プール	13,756	1,252	25m×4コース+小児用プールと想定。 東京都東村山市民スポーツセンター実績値(2カ年平均)より按分試算
宿泊施設	4,380	914	千葉県業態別使用水量基準(改正基準)_宿泊施設B(各室の全部又は一部に風呂がついているもの)より1日平均水使用量12L/m ² ・日。

【暖房需要】

施設	延床面積(m ²)	利用料金(円/年)	備考(試算の考え方)
浴用施設	500	1,750	2階吹き抜け。既存施設は238.94m ² 。
公営プール	1,200	3,990	2階吹き抜け。
商工会(事務所)	650	2,275	
町立図書館	800	2,800	
店舗(テナント)	800	2,800	
宿泊施設	1,000	3,500	
共用部分	450	1,575	2階吹き抜け。

26,404

9. 事業スキーム案①

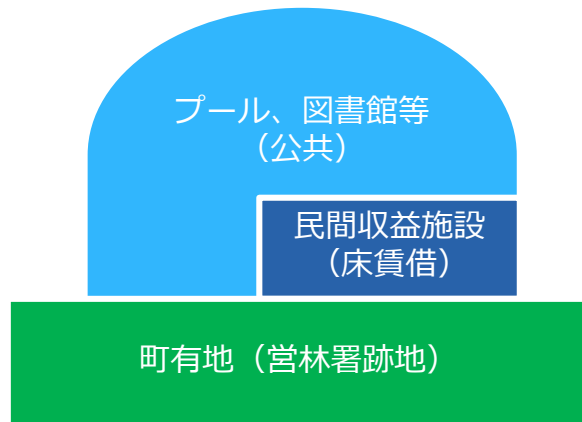
- 事業スキーム案は、大きく分けて以下の2通り。
- 民間主導の事業にするためには、当該立地の市場性、商圈などに対する民間事業者側の判断が必要。

	P F I 型	定借型
概要	<ul style="list-style-type: none">・施設の整備は民間が実施し、竣工後、町へ所有権を移転する・町は整備費・維持管理費の不足分をサービス対価として割賦払い・民間側は、SPCを組成し、事業を一括で受託。竣工後は指定管理者として施設運営を行い、サービス対価、利用料金収入、附帯施設収入で収益を得る。・附帯施設部分は、民間が床を賃借し、独立採算事業とする場合が多い。	<ul style="list-style-type: none">・町有地を借地して、民間が施設を整備・所有する・町はプールや図書館など、公共として利用する部分の床（施設）を賃借する・民間側は、町からの賃貸料、利用料金、附帯事業収入等で事業採算をとる。土地の借地料と相殺する場合もあり。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none">○公共施設としての位置づけとなり、要求水準に基づく公共サービスの質を担保できる○民間事業者側としては、事業リスク負担が限定的となり、参画しやすい	<ul style="list-style-type: none">○民間施設としての位置づけとなり、公共側の初期投資負担などが低減できる○民間側の創意工夫による収益事業の自由度が高い
検討課題	<ul style="list-style-type: none">▲一定の財政負担が発生▲民間側の創意工夫による収益事業が限定的	<ul style="list-style-type: none">▲公共サービスについては、一定の要件を付与するものの、民間基準の施設整備となる▲民間事業者側の事業リスク負担が大きく、参画がしづらい

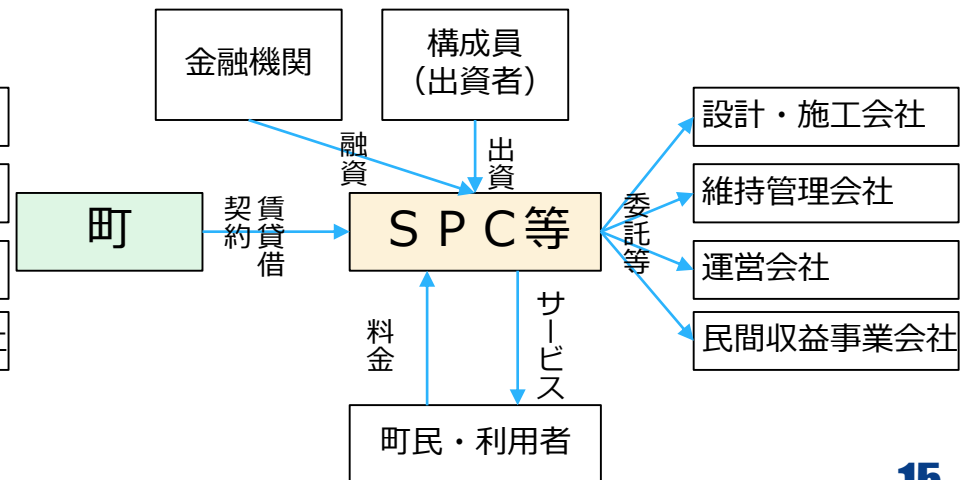
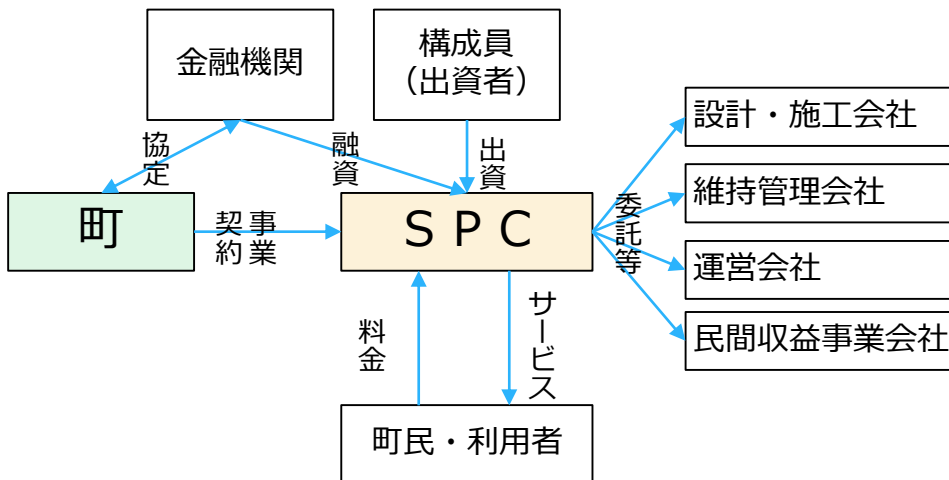
9. 事業スキーム案②

- スキーム案

PFI型



定借型



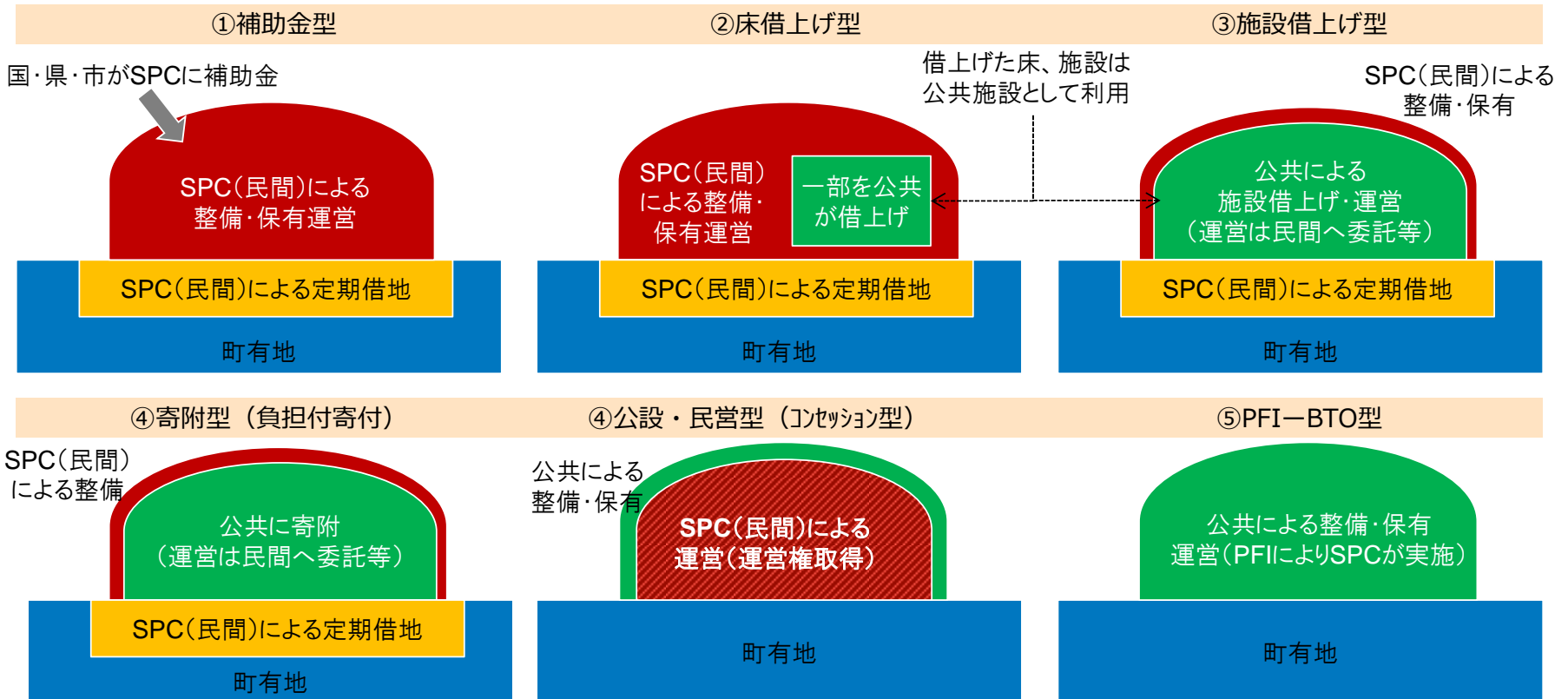
10. 業務範囲・役割分担

- 想定される複合施設の整備・運営にかかる業務（官民双方）は以下のとおり。
- それぞれの業務と施設の所有関係について、パターンわけを想定する。

		従来型公共事業	P F I 型	定借型
施設の設計施工				
設計業務	業務実施主体	町（設計会社へ委託）	S P C	民間
施工業務	業務実施主体	町（建設会社が請負）	S P C	民間
施設全体の所有	所有者	町	町	民間
運営・維持管理業務				
施設全体の維持管理業務	業務実施主体	町（委託）	S P C（指定管理者）	民間
プール運営・維持管理業務	業務実施主体	町	S P C（指定管理者）	民間（指定管理者）
	施設・床権利者	町	町	町（民間から賃借）
図書館運営・維持管理業務	業務実施主体	町	S P C（指定管理者）	民間（指定管理者）
	施設・床権利者	町	町	町（民間から賃借）
保健センター運営・維持管理業務	業務実施主体	町	S P C（指定管理者）	民間（指定管理者）
	施設・床権利者	町	町	町（民間から賃借）
温浴施設運営・維持管理業務	業務実施主体	町	S P C（指定管理者）	民間（指定管理者）
	施設・床権利者	町	町	町（民間から賃借）
商工会運営・維持管理業務	業務実施主体	商工会	商工会	商工会
	施設・床権利者	商工会（町から賃借）	商工会（町から賃借）	商工会（民間から賃借）
民間収益事業運営・維持管理業務	業務実施主体	民間	民間	民間
	施設・床権利者	民間（町から賃借）	民間（町から賃借）	民間

(参考)PPP事業スキーム事例

- ・官民連携による整備・運営スキームについては、以下のようなパターンが想定される。民間事業のリスクを最低限排除しつつ、柔軟で工夫のある運営余地（＝「稼ぐことができる」）を生み出すことが重要。①～③が民間所有、④～⑥が公共所有。
- ・固定資産税負担を軽減する場合は、公共所有にすることが望ましい。



(参考)PPP事業スキーム事例

①補助金型

■ゼビオアリーナ仙台
 (株)ゼビオがURと定期借地権契約を締結しアリーナ建設。市は補助金を拠出。



②床借上げ型

■Bivi藤枝
 大和リース所有の商業施設の一部を藤枝市が賃借し図書館を整備。



③施設借上げ型

■高浜市役所
 大和リースが庁舎を整備し、施設全体を高浜市が賃借。



④寄附型 (負担付寄付)

■横浜アリーナ
 (株)横浜アリーナが施設整備の上、横浜市へ寄附。その対価として興業権を取得。



④公設・民営型 (コンセッション型)

■有明アリーナ
 東京都が整備のうえ、運営はコンセッション方式で実施予定。



⑤PFI-BTO型

■エスフォルタアリーナ八王子
 約2,000席のアリーナをPFI-BTO方式により実施。



11. 事業収支シミュレーション_既存の運営・維持管理コスト

- プール運営、図書館運営の既存コストは以下のとおり。これに対して、保健センター部分の運営経費、温浴施設の運営経費、施設全体の維持管理経費を合せて、想定コストを試算。

(千円)

項 目	屋内温水プール		図書館		合計	
	H28	備 考	H28	備 考	金額	備 考
人件費 (共済費含)	16,940		18,852		35,793	職員4名、非常勤・臨時2名
旅費	422		8		430	
需用費	9,799		1,816		11,615	
役務費	474		263		737	
委託料	3,553	清掃・設備管理、濾過機保守点検、浄化槽保守点検、消防設備保守点検、電気工作物保安業務、ボイラー保守点検	480	機械警備	4,033	
使用料及び賃借料	15		4,561	内建物賃借料 2,996千円 外は、図書館システム賃借料、ダスキンマット、コピー機賃借料	4,576	
備品、原材料費	6	設備修繕用材料	2,420		2,426	
報償費	0		50		50	
負担金、補助金	0		518		518	
計	31,209		28,969		60,178	

11. 事業収支シミュレーション__事業費の試算(1)初期投資額

- 想定される建設事業費（従来型発注・施工）の場合、当該施設をスポーツ・レクリエーション系施設として分類して、建設単価を42.5万円/m²とすると、約23億円の建設事業費と想定。

（参考）維持更新投資試算の前提

（財）地域総合整備財団による試算ソフトをベースに試算

○耐用年数：60年（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）

○更新年数：建設時より30年後に大規模改修を行い、60年間使用して建替えを行うことを原則

○単価設定：釧路市における実績単価をもとに以下のとおり設定

（建替え、大規模改修時）

	建替え	大規模改修
市民文化系・社会教育系・行政系施設等	49.5 万円/m ²	32.2 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設等	42.5 万円/m ²	27.3 万円/m ²
学校教育系、子育て支援施設等	33.5 万円/m ²	21.0 万円/m ²
公営住宅	25.5 万円/m ²	15.4 万円/m ²

（注）建替えの単価には解体費を含む、（老朽箇所の修繕費） 3千円/m²（全施設を対象）

出所：弟子屈町「弟子屈町公共施設等総合管理計画」平成28年7月

11. 事業収支シミュレーション__事業費の試算(2)維持管理・運営費、収入想定

- 維持管理・運営費用は、従来のプール、図書館（約1,800㎡）の維持管理運営経費（約6,000万円/年）に対して、民間テナント、及び商工会の管理区分を除いた約3,050㎡を想定すると、面積按分をした場合、約1億円/年の年間維持管理費を想定。
- 一方で、年間収入としては、プール、温浴施設の利用料金に加え、民間テナント賃料分、商工会賃料分が想定される。
- 賃料水準は、現在、町がN T Tより借りている図書館部分の床賃料水準を用いる（7.36千円/年・㎡）
- 定借事業の場合は、基本的に町の支出は3,050㎡分の賃料、及び維持管理・運営経費のみ。

費目		概要	金額（従来事業として想定）
支出	維持管理・運営経費	プール、図書館（延床1,800㎡）で60,000千円/年を面積按分して、3,050㎡では約100,000千円/年	100,000千円
収入	温浴施設（町民）	現在の利用状況から試算	4,500千円
	温浴施設（町外）	次頁参照。町民利用の30%程度を想定。	2,920千円
	屋内プール（町民）	現在の利用状況から試算	300千円
	屋内プール（町外）	次頁参照。町民利用の30%程度を想定。	390千円
	民間テナント賃料	1,800㎡×賃料単価7.36千円/年・㎡	13,248千円
	商工会賃料	商工会スペース500㎡×賃料単価7.36千円/年・㎡	3,680千円
	収入計		25,038千円

(参考)現在のプール利用料金・利用者数実績(H27)

○弟子屈町営プール条例

昭和55年 7月15日弟子屈町条例第18号

別表 (第5条関係)

弟子屈町営プール開館時間及び使用料金

		開館時間		
		午前	午後	夜間
区分		時 時	時 時	時 時
		10:00~12:30	13:00~17:00	17:30~20:30
専用料金	全館	43,200円	48,600円	—
	25m 1 コース	4,320円	5,400円	—
一般 1 人につき	小中学生	100円		
	高校生	210円		
	一般	540円		
12枚綴回数券	小中学生	1,080円		
	高校生	2,160円		
	一般	5,400円		
団体20人以上 1 人につき	小中学生	70円		
	高校生	160円		
	一般	430円		

備考

- 1 専用コースを使用する場合は、1 コースを原則とするが使用人数により 3 コースまで許可ができる。
- 2 専用使用料には一般使用料、回数券及び団体使用料は含まないものとする。
- 3 使用料金及び専用料金は、消費税及び地方消費税を含む。

平成27年度	利用者数計 (有料、人)	使用料 (円)
4月	207	26,160
5月	152	29,520
6月	151	22,740
7月	157	19,760
8月	143	23,320
9月	148	25,300
10月	121	20,420
11月	182	14,140
12月	295	50,660
1月	120	17,740
2月	151	23,180
3月	195	23,700
計	2,022	296,640

【町外利用者数・収入想定】
 町民利用の30%として、約600名利用
 一般利用者は、650円/人・回として設定

(参考)泉の湯利用料金、利用者数(H28)

○弟子屈町公衆浴場条例

昭和50年12月29日弟子屈町条例第15号

別表 (第3条関係)

入浴料金

区分	料金	回数券 (11回)
大人 (高校生以上の者)	200円	2,000円
中人 (小学生以上中学生までの者)	120円	1,200円
小人 (就学前の者)	80円	800円

平成28年度	利用者数 (人)		利用料金 (円)		使用料収入 (円)		
		内回数券	一般	回数券 (1回あたり)	一般	回数券	合計
大人	23,353	13,998	200	182	1,871,000	2,545,091	4,416,091
中人	649	210	120	109	52,680	22,909	75,589
小人	320	117	80	73	16,240	8,509	24,749
計	24,322	14,325			1,939,920	2,576,509	4,516,429



【町外利用者】

町民利用の30%として、約7300名利用
利用料金は一般利用者400円/人・回

11. 事業収支シミュレーション__VFMの試算の条件設定

- 事業収支のシミュレーションにあたっての条件設定は以下のとおり。

		従来発注	P F I - B T O (起債)	定借事業
初期投資	建設費	税抜2,283百万円 (設計、施工、工事監理等含)	従来型に対して10%削減	延床面積に対して、公共部分 (3700㎡)を賃借する想定 (按分額を毎年町が民間へ支払う)
	開業費、アド バイザリー フィー、建中 金利	—	P F I 事業、民間事業で実施するため、従来発注と異なるコストとして計上	
資金調達条件		地方債、15年、0.4%		民間資金調達15年、1.45% (シニア)
収入		テナント賃料、使用料収入(町内のみ)	テナント賃料、使用料収入(町内・町外見込)	テナント賃料、使用料収入(町内・町外見込) 町の借上分(公共施設分)賃料
支出	維持管理費	公共施設部分維持管理費税抜100百万円/年	従来型に対して5%削減で設定	
	賃料	—	—	定期借地料1.3百万円/年計上 ※弟子屈町基準地価7,950円/㎡ ×3,000㎡×55/1000 (維持管理料と相殺)
その他事業条件		事業期間は15年間、現在価値換算する場合の割引率は2%と設定。		

⇒従来型の事業との財政負担額の比較 (VFM) を試算 (次ページ)

11. 事業収支シミュレーション__VFMの試算結果

- PFIで実施した場合のVFM（公共側財政負担額のLCC（ライフサイクルコスト）比較）は以下のとおり。
- 定期借地型の歳入（借地料等）は維持管理費として支払う分と相殺しているため計上なし
- 定期借地権型よりも、PFI方式の方がSPCコストなどが計上されるためVFMが低い。

公共負担額	従来方式	BTO（起債）方式	定期借地権方式
①歳入（キャッシュイン）	2,173,500	1,956,359	0
補助金	0	0	0
地方債	2,173,500	1,956,150	0
法人市民税	0	209	0
②歳出（キャッシュアウト）	6,264,200	5,927,515	3,990,877
公債費	2,243,700	2,019,330	0
施設整備費（割賦払）	0	0	2,128,657
施設整備費（出来高払）	2,783,000	2,569,435	0
アドバイザー費用	0	60,000	60,000
維持管理費	1,237,500	1,155,000	1,215,720
その他費用（SPC経費等）	0	123,750	0
③公共負担額（②－①）	4,090,700	3,971,156	3,990,877
④現在価値	3,659,521	3,566,468	3,486,788
適用割引率		1.81%	1.81%
PFI事業費合計	4,020,500	3,848,185	3,344,377
VFM		2.5%	4.7%

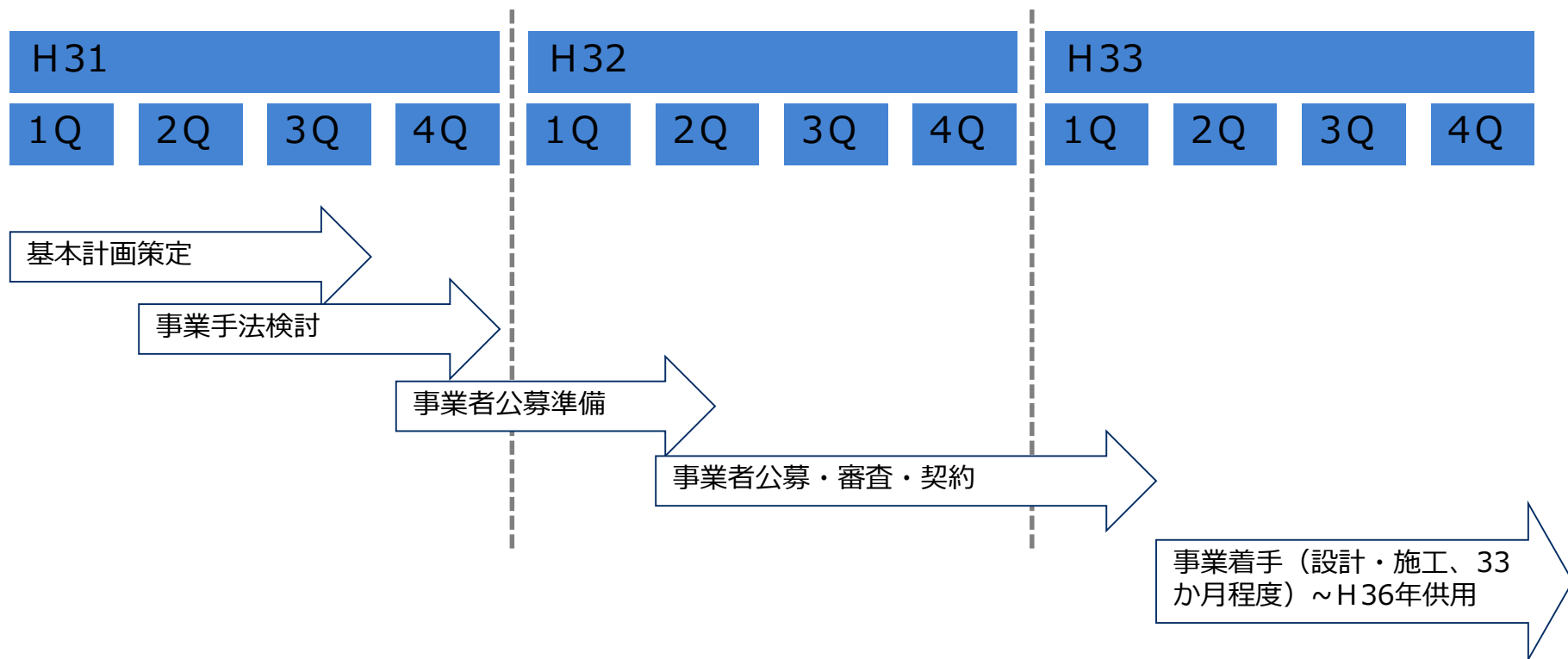
12. 事業手法の簡易評価結果

- 一定の公共側の関与、コントロールが可能なのはPFI方式である。公共的な施設が大半を占める本事業の場合には、民間側への過度なリスク移転をしないためにも、これらの方式が望ましい。
- V F Mの試算結果では、PFIよりも定期借地権型のほうが、トータルの財政負担は軽減される可能性が高い。（公共施設部分のみの初期投資負担になっているため）
- 定期借地権で事業を実施した場合、民間事業者側がリスクをどこまで負担できるかによって、借地料収入や、公共床の負担額が異なる。これらの金額は、民間側の提案に委ねられるため、事業の実現可能性を左右する。
- 確実な民間事業者側の参画を促すためには、リスクを公共側が負担できるPFI方式の方が望ましい。

⇒最終的には、どの手法においても、「事業参加する民間事業者」の存在が不可欠である。民間事業者が参加できるリスク分担、事業スキームにすることが必要。

13. 事業化に向けたプロセス

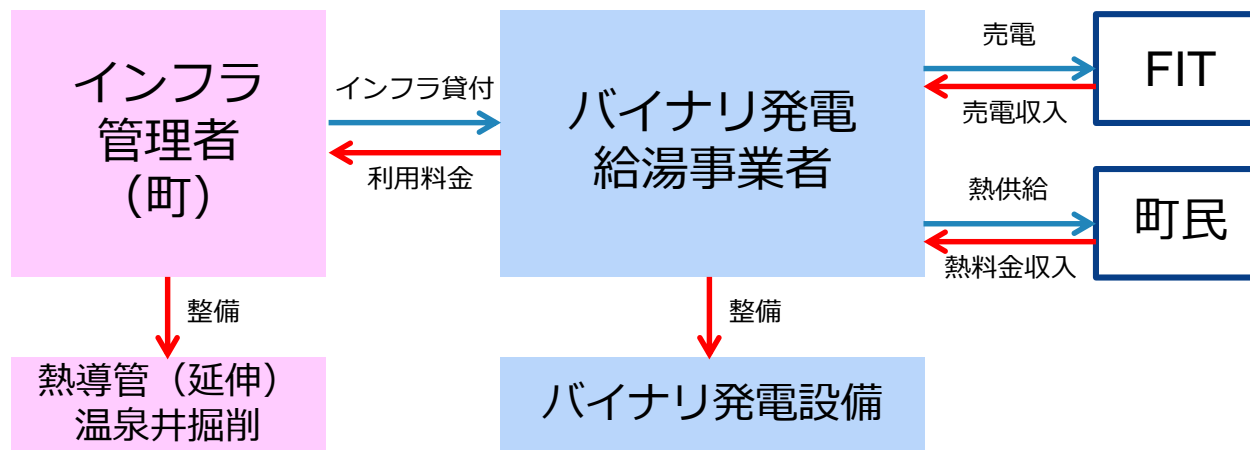
- P P P 事業については、基本計画の策定⇒事業者募集のプロセスとなる。
- 来年度、基本計画策定と事業手法の具体化、H32年度に事業者募集、H33年度から事業着手が最短スケジュール
- フラッシュ発電事業の財源を充てる場合には、事業スケジュールの調整が必要。
- 地方創生交付金や過疎債等の充当



14. 給湯・バイナリ発電事業__収支前提条件設定

・125kWのバイナリ発電事業とした場合の、給湯・バイナリ事業収支

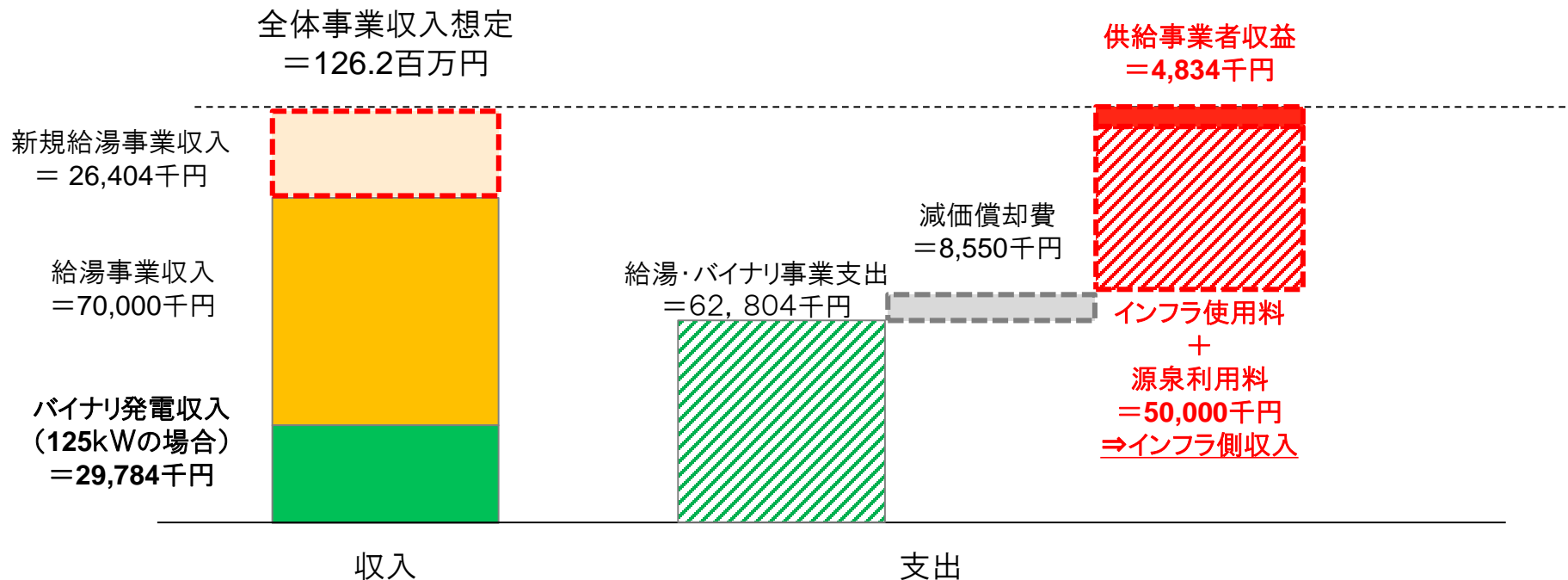
- バイナリ発電規模を125kWとして設定。初期投資額は約1.3億円相当。
- インフラ投資額は、熱導管で約0.85億円、温泉井・貯湯槽で約2.3億円(温泉井などは、本事業の中で掘削するため、償却対象資産としない場合もあり)
- バイナリ発電及び給湯の供給事業では、売電及び給湯販売を行うことで、収入を得る。バイナリ発電設備のみ、初期投資を行う。
- インフラ事業は、町が管理している給湯インフラ、温泉井を供給事業者へ貸し出し、その寮料金収入を得て投資回収を行う。



14. 給湯・バイナリ発電事業__収支構造(供給事業側)

・収支試算の結果、想定される事業規模感は以下の通り。

- ・ 供給事業側の事業規模は約100+26百万円程度。(バイナリ発電125kWの場合)
- ・ バイナリ発電側の支出、及び借入金償還などを踏まえて、インフラ使用料となる原資が出る。
- ・ 雇用者数は3名を想定。



14. 給湯・バイナリ発電事業__収支構造(インフラ管理側)

・収入は供給事業側の使用料次第であるが、現状の温泉事業会計上、インフラ管理に係る支出分は以下のとおり。

- ・ インフラ事業側の事業規模は、支出ベースで想定すると、50百万円の規模。
- ・ 維持管理費などは、供給事業者側が負担すると想定。また、剰余金などを基金として積立し、臨時に係る修繕費用などをカバーする。
- ・ 新規投資負担は減価償却として計上するが、実質は公債費として償還するため、長期起債であれば、償還可能な状況。
- ・ 雇用者数は2名を想定。

